

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（平成30年11月28日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第12項の規定により公表する。

平成31年 1月25日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	齋	藤	武	弘
同	斉	藤	栄	治

教（管）第 233 号

平成30年12月28日

山形市監査委員 様

山形市教育委員会

山形市教育委員会財政援助団体等の監査結果についての措置状況（通知）

平成30年11月28日付けで通知のあった財政援助団体等の監査の結果について、別記のとおり措置を講じたので通知します。

別記

財政援助団体等の監査（監査の結果に係る措置）

団体及び 所管部課名	監査の結果	措置状況
公益財団法人 山形市体育協会 教育委員会 スポーツ保健課	<p>(指摘事項)</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 体育協会補助金の実績報告において、交付申請書で計画した事業を実施していないが、実績報告書の収支計算書及び事業報告書に記載しているものがあつた。(公益財団法人山形市体育協会) 2 総合スポーツセンター等及び球技場の指定管理業務において、年次事業報告書の収支決算書が理事会で承認した団体の決算書と相違している。(公益財団法人山形市体育協会) 3 総合スポーツセンター等の施設管理において、消防法施行規則に定める回数の消防訓練を実施していないものがあつた。(公益財団法人山形市体育協会) <ul style="list-style-type: none"> ・ みなみ市民プール 4 球技場の利用料金徴収事務において、利用料金(照明設備等使用料)の算定を誤ったことにより、少ない額で徴収しているものがあつた。(公益財団法人山形市体育協会) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画したとおりの事業を実施するとともに、変更があつた場合は遅滞なく手続きを行うよう指導します。 2 年次事業報告書で提出を受けた収支決算書に誤りがあつたため、修正したものについて再提出を受けました。 3 規則に定めるとおり消防訓練を実施するよう指導します。 4 平成30年11月8日に徴収した旨報告を受けました。